

岩手県告示第 797 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成 18 年 7 月 18 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1(1) 路線名 340 号

(2) 供用開始の区間 陸前高田市横田町字久連坪 100 番 1 地先から字南行 3 番 1 地先まで

(3) 供用開始の期日 平成 18 年 7 月 18 日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 大船渡地方振興局土木部

イ 期間 平成 18 年 7 月 18 日から同年 8 月 18 日まで

2(1) 路線名 340 号

(2) 供用開始の区間

ア 下閉伊郡岩泉町大川字平井 64 番 31 地先内

イ 下閉伊郡岩泉町大川字平井 29 番 57 地先から字大家 150 番 1 地先まで

ウ 下閉伊郡岩泉町大川字大家 86 番 1 地先から 84 番 1 地先まで

(3) 供用開始の期日 平成 18 年 7 月 18 日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局岩泉土木事務所

イ 期間 平成 18 年 7 月 18 日から同年 8 月 18 日まで